

改正案	現行																						
<p>目次</p> <p>第一章～第三章 (略)</p> <p>第四章 業務別又は電波の型式及び周波数帯別による無線設備の条件</p> <p>第一節～第四節の二十六 (略)</p> <p>第四節の二十七 時分割・直交周波数分割多元接続方式又は時分割・シングルキャリア周波数分割多元接続方式広帯域移動無線アクセスシステムの無線局の無線設備(第四十九条の二十九)</p> <p>第四節の二十八・二十九 (略)</p> <p>第五節～第九節 (略)</p> <p>第五章 (略)</p> <p>(空中線電力の許容偏差)</p> <p>第十四条 空中線電力の許容偏差は、次の表の上欄に掲げる送信設備の区別に従い、それぞれ同表の下欄に掲げるとおりとする。</p>	<p>目次</p> <p>第一章～第三章 (略)</p> <p>第四章 業務別又は電波の型式及び周波数帯別による無線設備の条件</p> <p>第一節～第四節の二十六 (略)</p> <p>第四節の二十七 時分割・直交周波数分割多元接続方式広帯域移動無線アクセスシステムの無線局の無線設備(第四十九条の二十九)</p> <p>第四節の二十八・二十九 (略)</p> <p>第五節～第九節 (略)</p> <p>第五章 (略)</p> <p>(空中線電力の許容偏差)</p> <p>第十四条 空中線電力の許容偏差は、次の表の上欄に掲げる送信設備の区別に従い、それぞれ同表の下欄に掲げるとおりとする。</p>																						
<table border="1"> <thead> <tr> <th rowspan="2">送信設備</th> <th colspan="2">許容偏差</th> </tr> <tr> <th>上限(パーセント)</th> <th>下限(パーセント)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>一～五 (略)</td> <td>(略)</td> <td>(略)</td> </tr> <tr> <td>六 次に掲げる送信設備 (一) (略) (二) 四七〇MHzを超える周波数の電波を使用する無線局の送信設備(第四十九条の六の二から第四十九条の七の三まで、第四十九条の八の二、第四十九条の八の三及び第五十四条第四号において無線設備の条件</td> <td>(略)</td> <td>(略)</td> </tr> </tbody> </table>	送信設備	許容偏差		上限(パーセント)	下限(パーセント)	一～五 (略)	(略)	(略)	六 次に掲げる送信設備 (一) (略) (二) 四七〇MHzを超える周波数の電波を使用する無線局の送信設備(第四十九条の六の二から第四十九条の七の三まで、第四十九条の八の二、第四十九条の八の三及び第五十四条第四号において無線設備の条件	(略)	(略)	<table border="1"> <thead> <tr> <th rowspan="2">送信設備</th> <th colspan="2">許容偏差</th> </tr> <tr> <th>上限(パーセント)</th> <th>下限(パーセント)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>一～五 (略)</td> <td>(略)</td> <td>(略)</td> </tr> <tr> <td>六 次に掲げる送信設備 (一) (略) (二) 四七〇MHzを超える周波数の電波を使用する無線局の送信設備(第四十九条の六の二から第四十九条の七の三まで、第四十九条の八の二、第四十九条の八の三及び第五十四条第四号において無線設備の条件</td> <td>(略)</td> <td>(略)</td> </tr> </tbody> </table>	送信設備	許容偏差		上限(パーセント)	下限(パーセント)	一～五 (略)	(略)	(略)	六 次に掲げる送信設備 (一) (略) (二) 四七〇MHzを超える周波数の電波を使用する無線局の送信設備(第四十九条の六の二から第四十九条の七の三まで、第四十九条の八の二、第四十九条の八の三及び第五十四条第四号において無線設備の条件	(略)	(略)
送信設備		許容偏差																					
	上限(パーセント)	下限(パーセント)																					
一～五 (略)	(略)	(略)																					
六 次に掲げる送信設備 (一) (略) (二) 四七〇MHzを超える周波数の電波を使用する無線局の送信設備(第四十九条の六の二から第四十九条の七の三まで、第四十九条の八の二、第四十九条の八の三及び第五十四条第四号において無線設備の条件	(略)	(略)																					
送信設備	許容偏差																						
	上限(パーセント)	下限(パーセント)																					
一～五 (略)	(略)	(略)																					
六 次に掲げる送信設備 (一) (略) (二) 四七〇MHzを超える周波数の電波を使用する無線局の送信設備(第四十九条の六の二から第四十九条の七の三まで、第四十九条の八の二、第四十九条の八の三及び第五十四条第四号において無線設備の条件	(略)	(略)																					

が定められている無線局並びに一、二一五MHzを超え二、六九〇MHz以下の周波数の角度変調の電波を使用する単一通信路の陸上移動業務の無線局の送信設備並びにこの表の二の項、四の項、七の項、八の項、九の項、十五の項から十七の項までに掲げるものを除く。)		
七～十五 (略)	(略)	(略)
十六 時分割・直交周波数分割多元接続方式又は時分割・シングルキャリア周波数分割多元接続方式広帯域移動無線アクセスシステムの無線局の送信設備	八七	四七
十七・十八 (略)	(略)	(略)

(副次的に発する電波等の限度)

第二十四条 (略)

2 ～ 19 (略)

20 時分割・直交周波数分割多元接続方式又は時分割・シングルキャリア周波数分割多元接続方式広帯域移動無線アクセスシステムの無線局(送信空中線の絶対利得が一七デシベル以下の基地局、送信空中線の絶対利得が四デシベル以下の陸上移動局及び基地局に対する送信空中線の絶対利得が四デシベル以下の陸上移動中継局に限る。)の受信装置については、第一項の規定にかかわらず、次の表に定めるとおりとする。

表 (略)

21 直交周波数分割多元接続方式広帯域移動無線アクセスシステムの無線局であつて、送信空中線の絶対利得が一七デシベルを超える基地局、送信空中線の絶対利得が五デシベルを超える陸上移動局及び基地局に対する送信空中線の絶対利得が五デシベルを超える陸上移動中継局、時分割・直交周波数分割多元接続方式広帯域移動無線アクセスシステムの無線局であつて、送信空中線の絶対利得が一七デシベルを超える基地局、送信空中線の絶対利得が四デシベルを超える陸上移動局及び基地局

が定められている無線局並びに一、二一五MHzを超え二、六九〇MHz以下の周波数の角度変調の電波を使用する単一通信路の陸上移動業務の無線局の送信設備並びにこの表の二の項、四の項、七の項、八の項、九の項、十五の項及び十六の項に掲げるものを除く。)		
七～十五 (略)	(略)	(略)
十六・十七 (略)	(略)	(略)

(副次的に発する電波等の限度)

第二十四条 (略)

2 ～ 19 (略)

20 時分割・直交周波数分割多元接続方式広帯域移動無線アクセスシステムの無線局(送信空中線の絶対利得が一七デシベル以下の基地局、送信空中線の絶対利得が四デシベル以下の陸上移動局及び基地局に対する送信空中線の絶対利得が四デシベル以下の陸上移動中継局に限る。)の受信装置については、第一項の規定にかかわらず、次の表に定めるとおりとする。

表 (略)

21 直交周波数分割多元接続方式広帯域移動無線アクセスシステムの無線局であつて、送信空中線の絶対利得が一七デシベルを超える基地局、送信空中線の絶対利得が二デシベルを超える陸上移動局及び基地局に対する送信空中線の絶対利得が二デシベルを超える陸上移動中継局、時分割・直交周波数分割多元接続方式広帯域移動無線アクセスシステムの無線局であつて、送信空中線の絶対利得が一七デシベルを超える基地局、送信空中線の絶対利得が四デシベルを超える陸上移動局及び基地局

に対する送信空中線の絶対利得が四デシベルを超える陸上移動中継局並びに二〇〇MHz帯広帯域移動無線通信（施行規則第四条の四第二項第三号に規定する無線通信をいう。以下同じ。）を行う無線局の受信装置については、第一項の規定にかかわらず、それぞれ次の表に定めるとおりとする。

周波数帯	副次的に発する電波の限度
(略)	(略)
二、五〇五MHz以上二、五三五MHz未満	<p>一 直交周波数分割多元接続方式広帯域移動無線アクセスシステムの無線局（送信バースト長が五ミリ秒のものに限る。）</p> <p>ア (略)</p> <p>イ 陸上移動局の受信装置</p> <p>(1) 送信空中線の絶対利得が五デシベルを超え一〇デシベル以下の陸上移動局（送信空中線の絶対利得が一七デシベル以下の基地局を通信の相手方とするものに限る。）の受信装置 任意の一MHzの帯域幅における平均電力が（二）七〇デシベル以下の値</p> <p>(2)・(3) (略)</p> <p>ウ (略)</p> <p>二 時分割・直交周波数分割多元接続方式広帯域移動無線アクセスシステムの無線局</p> <p>ア (略)</p> <p>イ 陸上移動局の受信装置</p> <p>(1) 送信空中線の絶対利得が四デシベルを超え一〇デシベル以下の陸上移動局（送信空中線の絶対利得が一七デシベル以下の基地局を通信の相手方とするものに限る。）の受信装置 任意の一MHzの帯域幅における平均電力が（二）七〇デシベル以下の値</p> <p>(2) 送信空中線の絶対利得が一〇デシベルを超える陸上移動局（送信空中線の絶対</p>

に対する送信空中線の絶対利得が四デシベルを超える陸上移動中継局並びに二〇〇MHz帯広帯域移動無線通信（施行規則第四条の四第二項第三号に規定する無線通信をいう。以下同じ。）を行う無線局の受信装置については、第一項の規定にかかわらず、それぞれ次の表に定めるとおりとする。

周波数帯	副次的に発する電波の限度
(略)	(略)
二、五〇五MHz以上二、五三五MHz未満	<p>一 直交周波数分割多元接続方式広帯域移動無線アクセスシステムの無線局（送信バースト長が五ミリ秒のものに限る。）</p> <p>ア (略)</p> <p>イ 陸上移動局の受信装置</p> <p>(1) 送信空中線の絶対利得が二デシベルを超え一〇デシベル以下の陸上移動局（送信空中線の絶対利得が一七デシベル以下の基地局を通信の相手方とするものに限る。）の受信装置 任意の一MHzの帯域幅における平均電力が（二）七〇デシベル以下の値</p> <p>(2)・(3) (略)</p> <p>ウ (略)</p> <p>二 時分割・直交周波数分割多元接続方式広帯域移動無線アクセスシステムの無線局</p> <p>ア (略)</p> <p>イ 陸上移動局の受信装置</p> <p>(1) 送信空中線の絶対利得が四デシベルを超え一〇デシベル以下の陸上移動局（送信空中線の絶対利得が一七デシベル以下の基地局を通信の相手方とするものに限る。）の受信装置 任意の一MHzの帯域幅における平均電力が（二）七〇デシベル以下の値</p> <p>(2) 送信空中線の絶対利得が一〇デシベルを超える陸上移動局（送信空中線の絶対</p>

(略)	(略)
(略)	<p>利得が一七デシベル以下の基地局を通信の相手方とするものに限る。)の受信装置 任意の一MHzの帯域幅における平均電力が(二)六八デシベル以下の値</p> <p>(3) (1)及び(2)以外の陸上移動局(送信空中線の絶対利得が一七デシベルを超える基地局を通信の相手方とするものに限る。)の受信装置 任意の一MHzの帯域幅における平均電力が(二)六一デシベル以下の値</p> <p>ウ 陸上移動中継局の受信装置</p> <p>(1) 基地局に対する送信空中線の絶対利得が一〇デシベルを超える陸上移動中継局(送信空中線の絶対利得が一七デシベル以下の基地局を通信の相手方とするものに限る。)の受信装置 基地局からの電波を受信する場合にあつてはイ(2)の規定を、陸上移動局からの電波を受信する場合にあつては第十九項の規定を、それぞれ適用する。</p> <p>(2) (1)以外の陸上移動中継局(送信空中線の絶対利得が一七デシベルを超える基地局を通信の相手方とするものに限る。)の受信装置 基地局からの電波を受信する場合にあつてはイ(3)の規定を、陸上移動局からの電波を受信する場合にあつてはアの規定を、それぞれ適用する。</p> <p>(3) (略)</p>
(略)	三 (略)

(直交周波数分割多元接続方式広帯域移動無線アクセスシステムの無線局の無線設備)

第四十九条の二十八 (略)

(略)	(略)
(略)	<p>利得が一七デシベル以下の基地局を通信の相手方とするものに限る。)の受信装置 任意の一MHzの帯域幅における平均電力が(二)六八デシベル以下の値</p> <p>(3) (1)及び(2)以外の陸上移動局(送信空中線の絶対利得が一七デシベルを超える基地局を通信の相手方とするものに限る。)の受信装置 任意の一MHzの帯域幅における平均電力が(二)六一デシベル以下の値</p> <p>ウ 陸上移動中継局の受信装置</p> <p>(1) 基地局に対する送信空中線の絶対利得が一〇デシベルを超える陸上移動中継局(送信空中線の絶対利得が一七デシベル以下の基地局を通信の相手方とするものに限る。)の受信装置 基地局からの電波を受信する場合にあつてはイ(2)の規定を、陸上移動局からの電波を受信する場合にあつては第十九項の規定を、それぞれ適用する。</p> <p>(2) (1)以外の陸上移動中継局(送信空中線の絶対利得が一七デシベルを超える基地局を通信の相手方とするものに限る。)の受信装置 基地局からの電波を受信する場合にあつてはイ(3)の規定を、陸上移動局からの電波を受信する場合にあつてはアの規定を、それぞれ適用する。</p> <p>(3) (略)</p>
(略)	三 (略)

(直交周波数分割多元接続方式広帯域移動無線アクセスシステムの無線局の無線設備)

第四十九条の二十八 (略)

一 (略)

イ・ロ (略)

ハ 一の基地局、陸上移動中継局又は陸上移動局(中継を行うものに限る。)の通話チャネルから他の基地局、陸上移動中継局又は陸上移動局(中継を行うものに限る。)の通話チャネルへの切替えが自動的に行われること(送信空中線の絶対利得が五デシベルを超える陸上移動局により通信系を構成する場合を除く。)

二 (略)

二 送信装置の条件

イ 変調方式は、次のとおりであること。

(1) 送信バースト長が五ミリ秒のもの

基地局から陸上移動局(中継を行うものを除く。)への送信(陸上移動中継局又は陸上移動局により中継されるものを含む。)を行う場合にあつては二相位相変調、四相位相変調、一六値直交振幅変調又は六四値直交振幅変調、陸上移動局(中継を行うものを除く。)から基地局への送信(陸上移動中継局又は陸上移動局により中継されるものを含む。)を行う場合にあつては四相位相変調、一六値直交振幅変調又は六四値直交振幅変調であること。

(2) (略)

ロ (略)

2 (略)

3 第一項の陸上移動局(中継を行うものを除く。)の無線設備は、同項各号に掲げる条件のほか、次の各号に掲げる条件のいずれにも適合するものでなければならない。

一 送信装置の空中線電力は、〇・四ワット以下であること。

二・三 (略)

4 5 7 (略)

第四節の二十七 時分割・直交周波数分割多元接続方式又は時分割・シングルキャリア周波数分割多元接続方式広帯域移動無線アクセスシステムの無線局の無線設備

一 (略)

イ・ロ (略)

ハ 一の基地局、陸上移動中継局又は陸上移動局(中継を行うものに限る。)の通話チャネルから他の基地局、陸上移動中継局又は陸上移動局(中継を行うものに限る。)の通話チャネルへの切替えが自動的に行われること(送信空中線の絶対利得が二デシベルを超える陸上移動局により通信系を構成する場合を除く。)

二 (略)

二 送信装置の条件

イ 変調方式は、次のとおりであること。

(1) 送信バースト長が五ミリ秒のもの

基地局から陸上移動局(中継を行うものを除く。)への送信(陸上移動中継局又は陸上移動局により中継されるものを含む。)を行う場合にあつては二相位相変調、四相位相変調、一六値直交振幅変調又は六四値直交振幅変調、陸上移動局(中継を行うものを除く。)から基地局への送信(陸上移動中継局又は陸上移動局により中継されるものを含む。)を行う場合にあつては四相位相変調又は一六値直交振幅変調であること。

(2) (略)

ロ (略)

2 (略)

3 第一項の陸上移動局(中継を行うものを除く。)の無線設備は、同項各号に掲げる条件のほか、次の各号に掲げる条件のいずれにも適合するものでなければならない。

一 送信装置の空中線電力は、〇・二ワット以下であること。

二・三 (略)

4 5 7 (略)

第四節の二十七 時分割・直交周波数分割多元接続方式広帯域移動無線アクセスシステムの無線局の無線設備

(時分割・直交周波数分割多元接続方式又は時分割・シングルキャリア周波数分割多元接続方式広帯域移動無線アクセスシステムの無線局の無線設備)

第四十九条の二十九 (略)

一 一般的条件

イ 基地局から陸上移動局(中継を行うものを除く。)への送信(陸上移動中継局又は陸上移動局により中継されるものを含む。)を行う場合にあつては直交周波数分割多重方式と時分割多重方式を組み合わせた多重方式又は直交周波数分割多重方式、時分割多重方式と空間分割多重方式を組み合わせた多重方式、陸上移動局(中継を行うものを除く。)から基地局への送信(陸上移動中継局又は陸上移動局により中継されるものを含む。)を行う場合にあつては直交周波数分割多元接続方式と時分割多元接続方式を組み合わせた接続方式、直交周波数分割多元接続方式、時分割多元接続方式と空間分割多元接続方式を組み合わせた接続方式、シングルキャリア周波数分割多元接続方式と時分割多元接続方式を組み合わせた接続方式又はシングルキャリア周波数分割多元接続方式、時分割多元接続方式と空間分割多元接続方式を組み合わせた接続方式を使用する時分割複信方式であること。

ロ、ニ (略)

二 (略)

2 前項の基地局又は陸上移動中継局の無線設備は、同項各号に掲げる条件のほか、次の各号に掲げる条件のいずれにも適合するものでなければならない。

一 送信装置の空中線電力は、二〇ワット以下(チャンネル間隔が二〇MHzの無線設備の場合にあつては四〇ワット以下)であること。

二・三 (略)

3、7 (略)

(送信装置の条件)

第五十七条の三 F-B電波、F-C電波、F-D電波、F-E電波、F-F電波、F-N電波、F-X電波、G-B電波、G-C電波、G-D電波、G-E電波、G-F電波、G-N電波又はG-X電波五四MHzを超え九六〇MHz以下又は一、二二五MHzを超え二、六九〇MHz以下を使用する固定局、陸上移動業務の無線局及び携帯移動業務の無線局の無線設備の

(時分割・直交周波数分割多元接続方式広帯域移動無線アクセスシステムの無線局の無線設備)

第四十九条の二十九 (略)

一 一般的条件

イ 基地局から陸上移動局(中継を行うものを除く。)への送信(陸上移動中継局又は陸上移動局により中継されるものを含む。)を行う場合にあつては直交周波数分割多重方式と時分割多重方式を組み合わせた多重方式又は直交周波数分割多重方式、時分割多重方式と空間分割多重方式を組み合わせた多重方式、陸上移動局(中継を行うものを除く。)から基地局への送信(陸上移動中継局又は陸上移動局により中継されるものを含む。)を行う場合にあつては直交周波数分割多元接続方式と時分割多元接続方式を組み合わせた接続方式又は直交周波数分割多元接続方式、時分割多元接続方式と空間分割多元接続方式を組み合わせた接続方式を使用する時分割複信方式であること。

ロ、ニ (略)

二 (略)

2 前項の基地局又は陸上移動中継局の無線設備は、同項各号に掲げる条件のほか、次の各号に掲げる条件のいずれにも適合するものでなければならない。

一 送信装置の空中線電力は、一〇ワット以下であること。

二・三 (略)

3、7 (略)

(送信装置の条件)

第五十七条の三 F-B電波、F-C電波、F-D電波、F-E電波、F-F電波、F-N電波、F-X電波、G-B電波、G-C電波、G-D電波、G-E電波、G-F電波、G-N電波又はG-X電波五四MHzを超え九六〇MHz以下又は一、二二五MHzを超え二、六九〇MHz以下を使用する固定局、陸上移動業務の無線局及び携帯移動業務の無線局の無線設備の

送信装置は、次の各号に定める条件に適合するものでなければならない。
ただし、時分割多元接続方式携帯無線通信を行う無線局及び時分割多元接続方式携帯無線通信設備の試験のための通信等を行う無線局、符号分割多元接続方式携帯無線通信を行う無線局及び符号分割多元接続方式携帯無線通信設備の試験のための通信等を行う無線局、時分割・符号分割多重方式携帯無線通信を行う無線局及び時分割・符号分割多重方式携帯無線通信設備の試験のための通信等を行う無線局、時分割・符号分割多元接続方式携帯無線通信を行う無線局及び時分割・符号分割多元接続方式携帯無線通信設備の試験のための通信等を行う無線局、時分割・直交周波数分割多元接続方式携帯無線通信を行う無線局及び時分割・直交周波数分割多元接続方式携帯無線通信設備の試験のための通信等を行う無線局、時分割・直交周波数分割多元接続方式携帯無線通信を行う無線局及び時分割・直交周波数分割多元接続方式携帯無線通信設備の試験のための通信等を行う無線局、シングルキャリア周波数分割多元接続方式携帯無線通信を行う無線局及びシングルキャリア周波数分割多元接続方式携帯無線通信設備の試験のための通信等を行う無線局、直交周波数分割多元接続方式携帯無線通信設備の試験のための通信等を行う無線局、八五〇MHzを超え九一五MHz以下の周波数の電波を使用するMCA陸上移動通信を行う無線局及びMCA陸上移動通信設備の試験のための通信等を行う無線局、八三六MHzを超え九一五MHz以下又は一、四五三MHzを超え一、五二五MHz以下の周波数の電波を使用するデジタルMCA陸上移動通信を行う無線局及びデジタルMCA陸上移動通信設備の試験のための通信等を行う無線局、コードレス電話の無線局、時分割多元接続方式狭帯域デジタルコードレス電話の無線局、時分割多元接続方式広帯域デジタルコードレス電話の無線局、時分割・直交周波数分割多元接続方式デジタルコードレス電話の無線局、PHSの陸上移動局、PHSの基地局、PHSの基地局と陸上移動局との間の通信を中継する無線局及びPHSの通信設備の試験のための通信等を行う無線局、特定小電力無線局、デジタル空港無線通信を行う無線局及びデジタル空港無線通信設備の試験のための通信等を行う無線局、デジタル特定ラジオマイクの陸上移動局、小電力セキュリティシステムの無線局、小電力データ通信システムの無線局、直交周波数分割多元接続方式広帯域移動無線アクセスシステムの無線局及び直交周波数分割多元接続方式広帯域移動無線アクセスシステムの無線設備の試験のための通信等を行う無線局、時分割・直交周波数分割多元接続方式又は時分割・シングルキャリア周波数分割多元接続方式広帯域移動無線

送信装置は、次の各号に定める条件に適合するものでなければならない。
ただし、時分割多元接続方式携帯無線通信を行う無線局及び時分割多元接続方式携帯無線通信設備の試験のための通信等を行う無線局、符号分割多元接続方式携帯無線通信を行う無線局及び符号分割多元接続方式携帯無線通信設備の試験のための通信等を行う無線局、時分割・符号分割多重方式携帯無線通信を行う無線局及び時分割・符号分割多重方式携帯無線通信設備の試験のための通信等を行う無線局、時分割・符号分割多元接続方式携帯無線通信を行う無線局及び時分割・符号分割多元接続方式携帯無線通信設備の試験のための通信等を行う無線局、時分割・直交周波数分割多元接続方式携帯無線通信を行う無線局及び時分割・直交周波数分割多元接続方式携帯無線通信設備の試験のための通信等を行う無線局、時分割・直交周波数分割多元接続方式携帯無線通信を行う無線局及び時分割・直交周波数分割多元接続方式携帯無線通信設備の試験のための通信等を行う無線局、シングルキャリア周波数分割多元接続方式携帯無線通信を行う無線局及びシングルキャリア周波数分割多元接続方式携帯無線通信設備の試験のための通信等を行う無線局、直交周波数分割多元接続方式携帯無線通信設備の試験のための通信等を行う無線局、八五〇MHzを超え九一五MHz以下の周波数の電波を使用するMCA陸上移動通信を行う無線局及びMCA陸上移動通信設備の試験のための通信等を行う無線局、八三六MHzを超え九一五MHz以下又は一、四五三MHzを超え一、五二五MHz以下の周波数の電波を使用するデジタルMCA陸上移動通信を行う無線局及びデジタルMCA陸上移動通信設備の試験のための通信等を行う無線局、コードレス電話の無線局、時分割多元接続方式狭帯域デジタルコードレス電話の無線局、時分割多元接続方式広帯域デジタルコードレス電話の無線局、時分割・直交周波数分割多元接続方式デジタルコードレス電話の無線局、PHSの陸上移動局、PHSの基地局、PHSの基地局と陸上移動局との間の通信を中継する無線局及びPHSの通信設備の試験のための通信等を行う無線局、特定小電力無線局、デジタル空港無線通信を行う無線局及びデジタル空港無線通信設備の試験のための通信等を行う無線局、デジタル特定ラジオマイクの陸上移動局、小電力セキュリティシステムの無線局、小電力データ通信システムの無線局、直交周波数分割多元接続方式広帯域移動無線アクセスシステムの無線局及び直交周波数分割多元接続方式広帯域移動無線アクセスシステムの無線設備の試験のための通信等を行う無線局、時分割・直交周波数分割多元接続方式広帯域移動無線アクセスシステムの無線局及び時分割・直交周波数分割多

アクセスシステムの無線局及び時分割・直交周波数分割多元接続方式又は時分割・シングルキャリア周波数分割多元接続方式広帯域移動無線アクセスシステムの無線設備の試験のための通信等を行う無線局、時分割・周波数分割多元接続方式広帯域移動無線アクセスシステムの無線局及び時分割・周波数分割多元接続方式広帯域移動無線アクセスシステムの無線設備の試験のための通信等を行う無線局、次条に規定する無線局及び簡易無線局並びに総務大臣が次の各号の条件を適用することが困難又は不合理と認めて別に告示する無線局の送信装置については、この限りでない。

一〇三三 (略)

別表第一号 (第5条関係)

表 (略)

注1～30 (略)

31 次に掲げる固定局、陸上局及び移動局の送信設備に使用する電波の周波数の許容偏差は、この表に規定する値にかかわらず、次のとおりとする。

(1)～(17) (略)

(18) 時分割・直交周波数分割多元接続方式又は時分割・シングルキャリア周波数分割多元接続方式広帯域移動無線アクセスシステムの無線局及び時分割・直交周波数分割多元接続方式又は時分割・シングルキャリア周波数分割多元接続方式広帯域移動無線アクセスシステムの無線設備の試験のための通信等を行う無線局
ア・イ (略)

(19) (略)

32～52 (略)

別表第二号 (第6条関係)

第1～第51 (略)

第52 時分割・直交周波数分割多元接続方式又は時分割・シングルキャリア周波数分割多元接続方式広帯域移動無線アクセスシステムの無線局及び時分割・直交周波数分割多元接続方式又は時分割・シングルキャリア周波数分割多元接続方式広帯域移動無線アクセスシステ

元接続方式広帯域移動無線アクセスシステムの無線設備の試験のための通信等を行う無線局、時分割・周波数分割多元接続方式広帯域移動無線アクセスシステムの無線局及び時分割・周波数分割多元接続方式広帯域移動無線アクセスシステムの無線設備の試験のための通信等を行う無線局、次条に規定する無線局及び簡易無線局並びに総務大臣が次の各号の条件を適用することが困難又は不合理と認めて別に告示する無線局の送信装置については、この限りでない。

一〇三三 (略)

別表第一号 (第5条関係)

表 (略)

注1～30 (略)

31 次に掲げる固定局、陸上局及び移動局の送信設備に使用する電波の周波数の許容偏差は、この表に規定する値にかかわらず、次のとおりとする。

(1)～(17) (略)

(18) 時分割・直交周波数分割多元接続方式広帯域移動無線アクセスシステムの無線局及び時分割・直交周波数分割多元接続方式広帯域移動無線アクセスシステムの無線設備の試験のための通信等を行う無線局
ア・イ (略)

(19) (略)

32～52 (略)

別表第二号 (第6条関係)

第1～第51 (略)

第52 時分割・直交周波数分割多元接続方式広帯域移動無線アクセスシステムの無線局及び時分割・直交周波数分割多元接続方式広帯域移動無線アクセスシステムの無線設備の試験のための通信等を行う無線局の無線設備の占有周波数帯幅の許容値は、第1から第4まで

ムの無線設備の試験のための通信等を行う無線局の無線設備の占有周波数帯幅の許容値は、第1から第4までの規定にかかわらず、次のとおりとする。この指定をする場合には、電波の型式に冠して表示する。

- 1 チャンネル間隔が 2.5MHz の無線設備 2.5MHz
- 2 チャンネル間隔が 5MHz の無線設備 5MHz
- 3 チャンネル間隔が 10MHz の無線設備 10MHz
- 4 チャンネル間隔が 20MHz の無線設備 20MHz

第53～第59（略）

別表第三号（第7条関係）

1～44（略）

45 時分割・直交周波数分割多元接続方式又は時分割・シングルキャリア周波数分割多元接続方式広帯域移動無線アクセスシステムの無線局及び時分割・直交周波数分割多元接続方式又は時分割・シングルキャリア周波数分割多元接続方式広帯域移動無線アクセスシステムの無線設備の試験のための通信等を行う無線局の送信設備の不要発射の強度の許容値は、2に規定する値にかかわらず、総務大臣が別に告示する値とする。

46～52（略）

の規定にかかわらず、次のとおりとする。この指定をする場合には、電波の型式に冠して表示する。

- 1 チャンネル間隔が 2.5MHz の無線設備 2.4MHz
- 2 チャンネル間隔が 5MHz の無線設備 4.8MHz
- 3 チャンネル間隔が 10MHz の無線設備 9.6MHz

第53～第59（略）

別表第三号（第7条関係）

1～44（略）

45 時分割・直交周波数分割多元接続方式広帯域移動無線アクセスシステムの無線局及び時分割・直交周波数分割多元接続方式広帯域移動無線アクセスシステムの無線設備の試験のための通信等を行う無線局の送信設備の不要発射の強度の許容値は、2に規定する値にかかわらず、総務大臣が別に告示する値とする。

46～52（略）

附 則

（施行期日）

1 この省令は公布の日から施行する。

（経過措置）

- 一 この省令の施行の際現に免許若しくは予備免許を受け、又は免許を申請しているこの省令による改正前の設備規則第四十九条の二十九に規定する無線局の無線設備の条件については、この省令による改正後の設備規則の規定にかかわらず、平成二十五年五月三十一日までは、なお従前の例によることができる。
- 二 この省令の施行の際現に受けているこの省令による改正前の設備規則第四十九条の二十九に規定する無線局の無線設備に係る法第三十八条の二の二の技術基準適合証明及び法第三十八条の二十四第一項の工事設計認証の効力については、平成二十五年五月三十一日までは、この省令の施行後においてもなお有効とする。